

第 5 7 回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第 3 号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
- 第 3 9 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 4 0 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）
- 第 4 1 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 4 2 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成 2 5 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号））
- 第 4 3 号議案 平成 2 6 年度神河町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 4 号議案 神河町監査委員の選任の件

神河町告示第54号

第57回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年4月24日

神河町長 山 名 宗 悟

1. 期 日 平成26年5月2日（金）
2. 場 所 神河町役場 議場
3. 付議事件
 - (1) 議長の選挙
 - (2) 副議長の選挙
 - (3) 常任委員会委員の選任
 - (4) 議会運営委員会委員の選任
 - (5) 特別委員会の設置
 - (6) 特別委員会委員の選任
 - (7) 一部事務組合議会議員の選挙
 - (8) 専決処分報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）
 - (9) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）
 - (10) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）
 - (11) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - (12) 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第7号））
 - (13) 平成26年度神河町一般会計補正予算（第1号）
 - (14) 神河町監査委員の選任の件

○開会日に応招した議員

藤 原 裕 和	小 寺 俊 輔
藤 原 日 順	松 山 陽 子
山 下 皓 司	安 部 重 助
宮 永 肇	藤 森 正 晴
藤 原 資 広	小 林 和 男
廣 納 良 幸	三 谷 克 巳

○応招しなかった議員

な し

平成26年 第57回（臨時）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成26年 5月2日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成26年 5月2日 午前9時開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

議事日程（第2号）

日程第1 副議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 常任委員会委員の選任

日程第6 議会運営委員会委員の選任

日程第7 特別委員会の設置

日程第8 特別委員会委員の選任

日程第9 一部事務組合議会議員の選挙

- ・中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- ・中播北部行政事務組合議会議員の選挙
- ・中播農業共済事務組合議会議員の選挙

日程第10 報告第3号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）

日程第11 第39号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）

日程第12 第40号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）

日程第13 第41号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第14 第42号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第7号））

日程第15 第43号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第1号）

日程第16 第44号議案 神河町監査委員の選任の件

日程第17 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）

平成26年5月2日 午前9時開会

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

議事日程（第2号）

日程第1 副議長の選挙

日程第2 議席の指定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 常任委員会委員の選任

日程第6 議会運営委員会委員の選任

日程第7 特別委員会の設置

日程第8 特別委員会委員の選任

日程第9 一部事務組合議会議員の選挙

- ・中播衛生施設事務組合議会議員の選挙
- ・中播北部行政事務組合議会議員の選挙
- ・中播農業共済事務組合議会議員の選挙

日程第10 報告第3号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）

日程第11 第39号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）

日程第12 第40号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）

日程第13 第41号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第14 第42号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第7号））

日程第15 第43号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第1号）

日程第16 第44号議案 神河町監査委員の選任の件

日程第17 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（12名）

1番 藤原裕和

7番 小寺俊輔

2番 藤原日順

8番 松山陽子

3番 山下皓司

9番 三谷克巳

4番 宮 永 肇
5番 藤 原 資 広
6番 廣 納 良 幸

10番 小 林 和 男
11番 藤 森 正 晴
12番 安 部 重 助

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 澤 田 俊 一 係長 ————— 榎 谷 美 幸
主査 ————— 榎 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 山 名 宗 悟 建設課長 ————— 石 堂 浩 一
副町長 ————— 細 岡 重 義 建設課参事 ————— 藤 原 龍 馬
教育長 ————— 澤 田 博 行 地籍課長 ————— 坂 本 康 弘
会計管理者兼会計課長 谷 口 勝 則 上下水道課長 ————— 橋 本 三 千 也
総務課長 ————— 前 田 義 人 健康福祉課長兼地域局長
総務課参事兼財政特命参事 ————— 佐 古 正 雄
————— 太 田 俊 幸 病院事務長 ————— 細 岡 弘 之
情報センター所長 — 村 岡 悟 病院事務次長兼医事課長
税務課長 ————— 玉 田 享 ————— 浅 田 讓 二
住民生活課長 ————— 吉 岡 嘉 宏 病院総務課長兼施設課長
住民生活課参事兼防災特命参事 ————— 藤 原 秀 明
————— 足 立 和 裕 教育課長 ————— 松 田 隆 幸
地域振興課長 ————— 野 村 浩 平 教育課参事 ————— 藤 原 良 喜
地域振興課参事 — 小 林 一 三 教育課副課長兼センター所長
————— 坂 田 英 之

午前9時00分

○議会事務局長（澤田 俊一君） おはようございます。事務局長の澤田でございます。

本日招集されました第57回神河町議会臨時会は、一般選挙後の初の議会となります。
議長が選出されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で
年長の議員が臨時に議長の職を行うこととなっております。

年長の山下皓司議員を御紹介いたします。

〔臨時議長着席〕

○臨時議長（山下 皓司君） 失礼をいたします。事務局長より紹介がありました、年長の議員ということで臨時議長を務めます山下皓司です。去る4月20日の町議会議員選挙で町民の皆さんの負託を受け当選されました議員皆様、おそろいで御出席ありがとうございます。地方自治法第107条の規定により、臨時の議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、町長より御挨拶をお願いいたします。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

ようやく青葉茂れる好季節を迎えまして、町内の観光施設も多くの観光客でにぎわい始めています。いよいよ行楽シーズン到来といった状況になってまいりました。

本日は、選挙後初めての神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り議会が開催できますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、4月20日に執行されました町議会議員選挙では、定数が2名減となって、現職9名、新人3名の計12名の方々が町民からの多くの負託を担ってめでたく御当選されました。改めまして、心からの敬意を表するとともに、お祝いを申し上げたいと思います。

平成17年11月7日に誕生いたしました神河町、ことしで9年目を迎えたところでもあります。その間、住みよい町づくりのための諸施策、諸事業の展開など、町議会議員各位の御努力によりまして町政の発展を見ておりますことは、まことにうれしい限りでございます。本年の行財政の諸般につきましては、3月定例議会におきまして議決をいただいたところではありますが、何と申しましても神河町の最大の課題であります人口減少、少子化対策として、昨年からの区要望事業、また中学校3年生までの医療費無料化の継続に加えまして、新婚子育て世帯向けの家賃補助事業及び低家賃住宅の建設事業、そのほか寺前小学校の大規模改造事業などの教育環境の整備、あるいは農林・商工・観光の振興施策などなど、短期、中期、長期的視点で事業遂行をしてまいる所存であります。議員各位におかれましては、何とぞ町民の福祉、町政発展のために格別の御指導、御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、本日は、専決処分の報告1件、専決処分の承認4件と、平成26年度一般会計補正予算及び神河町監査委員の選任の件を提案させていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げまして、非常に簡単ではありますが、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（山下 皓司君） ありがとうございます。

午前9時05分開会

○臨時議長（山下 皓司君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していま

すので、第57回神河町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（山下 皓司君） 日程第1は、仮議席の指定でございます。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山下 皓司君） 御異議なしと認めます。よって、仮議席は、ただいま御着席の議席と決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時06分休憩

午前9時07分再開

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（山下 皓司君） 日程第2は、議長の選挙でございます。

ただいまから議長の選挙を行いますが、何か御意見等はございませんか。

立候補等の意思のある方、ございませんか。

ただいま立候補の意思表示という意見がありましたが、立候補意思表示をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山下 皓司君） 御異議がございませんので、立候補される方の意思表示をお願いいたします。

念のため申し上げますが、この選挙については、被選挙権は12名の議員さん全てにございますので、よろしく願いをいたします。

意思表示につきましては、仮議席の順番で行っていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山下 皓司君） 御異議がございませんので、立候補の意思表示は仮議席の順番で行っていただきたいと思います。

立候補される方は起立または挙手をお願いをいたします。もう一度お願いします。

〔立候補者起立・挙手〕

○臨時議長（山下 皓司君） それでは、仮議席の順によりまして、3番、山下皓司、私から行います。演壇のほうで行いますので、よろしくをお願いします。

○議員（3番 山下 皓司君） 議長選挙に立候補の意思を申し上げます。

去る4月20日投票の神河町町議会議員選挙には、投票率は80%を切りました。その中で、無効投票数が106票といったようなことでございました。そして選挙期間中を通じまして、議会に対してのいろいろの批判を耳にしたところであります。これは、現在取り組んでいる議会に対する不満、そして大げさでございますが、不信というあらわれと受けとめなければならないというように私は反省をいたしております。このことを分析いたしますと、議会としての取り組みが町民の皆さんに届いていない、取り組みが住民の皆さんと乖離しているということではないかと思っております。町民の皆さんの信頼を回復し、二元代表制の機能を発揮することが今期議会に課せられた課題であると認識をいたしております。路線の変更が必要であります。議会の活動が住民皆さんに見える取り組みが必要です。路線変更によりまして、これに取り組むために、私は、議長選挙に立候補の決意をいたしました。

まず、私は、議員皆さんとともに、議会基本条例で定めておりますところの議会報告会を積極的にいき、その中で、町民の皆さんの声を取り上げ、町政に反映する仕組みづくりを行います。

また、議員の皆さんには、それぞれ専門分野とか得意分野がございます。また、やりたいといったような意欲もございます。そういった力をフルに発揮する体制づくりを行います。例えば町行政から各委員会への委員就任と、そういった要請があった場合には、ただいま申しあげましたような形で議会力を、議員の力をフルに発揮できる仕組み、そういったことに取り組んでまいります。そういった中で、議員の顔が見える議会活動というものに取り組んでまいります。

それから、議会権限の保持でございます。私は、執行部からの協議があった場合には、専決処分はいたしません。これは、臨時議会を持って、そして議員の意思決定の中で、議会の意思決定の中で議決いたしました、その後に執行してもらいます。どうしても時間的な問題等ございます。その場合には、議長の専行は決していたしません。絶対にいたしません。担当常任委員長やら議会運営委員長と十分協議をいたします。

また、これに関連するわけでございますけれども、議会運営委員会を定期的にかき、執行部からの相談などがあった場合には、その扱いについて協議をいたします。そして議員皆さんへの情報の提供や、必要な場合には即全員協議会を開催いたしまして、報告したり意見交換を行います。

その他、取り組みは多々あるわけでございますが、議員皆さんとともに英知を集め、議会の力でもって取り組んでまいります。

議長の権限は、議会を代表すること、議場の秩序保持権、議事整理権、議会事務の統理権のみであります。他の権限というものは全議員にあるわけでございます。議員は対等であります。このことを私はかたく守ります。

町民の皆さんに期待される議会、開かれた議会を目指して、議員皆さんと力を合わせ、粉骨砕身、懸命に取り組んでまいります。私にその役割を与えていただくよう、議員皆

さんの御英断を切にお願いを申し上げまして、私の議長選挙への挨拶といたします。御清聴ありがとうございました。

○臨時議長（山下 皓司君） 続きまして、廣納良幸議員、演壇でお願いをいたします。
廣納良幸議員。

○議員（6番 廣納 良幸君） 皆さん、おはようございます。6番、廣納です。こういうお姿で初めてお目文字する方もいらっしゃると思いますが、申しわけございません。

私は、議長、ここでちょっとやらせていただきます。

○臨時議長（山下 皓司君） 御了解いたします。

○議員（6番 廣納 良幸君）きのうよりまた急変いたしまして、きょうだけは何とか出させていただきたいと頑張っただけです。

私の思いは、議員全員が何かのお役に立てるよう、委員長、副委員長に全員がつけるようにしていただきたい、このように願っております。それは、行政側も新人がふえ、議員側も新しいメンバーが3人ふえられました。そういう中で、みんなで議会を動かすんだという意思のもと、必ずそれはやり遂げなければならないと思うんです。誰がどの役職につこうとも、能力は十二分にありますから、その辺をよく感じ取っていただきたい。これ一つとって、失礼ですが、これは重要でこれは重要でないというような委員長、副委員長の役職はございませんので、そこら辺は本日決まる正副議長において必ず御配慮願いたい。

その上からは、私は、この立候補表明、御挨拶の中で申し上げたことについては全面的に協力をいたします。ですから、副議長以下の選挙には参加できないかも知れませんが、正副議長で決められる役職、だんだん進んでいくとは思いますが、その中でやはり自由に動かせるこまがあれば、私は大変やりやすいと思うんです。ですから、失礼ですが、5期目を目指しました廣納良幸でございます。最終的にはどの平役でもやらせていただきますので、まず私をのけて、足らない委員会に入れていただき、その中で、皆さんが吟味された正副委員長のほかに、要するに誰かいないのであれば、最低副委員長は持たしていただきますけれども、その時点でまだ誰も何も当たってないという人があれば、私は今から辞退しておきますので、その方に十分御納得をいただいて、議会を進めていただきたいと、このように思います。

今回、行政側を見ましても、私は行政内はあんまりめぐっていませんけれども、こんな方がおられたんかというような方もやはりおられます。議会側を見ても、前からずらっと並んでますけれども、議員を見て、あの人がこうか、この人はこうかという思いでいると思うんです。それは立場は一緒ですから、やはり議会は議会として一つの輪をつくって行政に立ち向かうと。闘うのではないんです。是々非々なんです。一つ一つのことについて、これはいいのか、これはだめなのか、全ての基本は町民、住民のためなんです。それを基本にすれば、どれだけ町長が甘いことを言っても、全員一致で協議をしようではないですか。私はそのような意思を持っております。

しかし、一生懸命やっている議長に対して、意味のない反対をするということも、これは本当の協調性、協力性がないと、このように考えます。

どうぞ行政、議員側が一つになれるよう、町民のために何をするかを全員で考えたいと、このように思っております。どうぞ適当な、適任な方を皆さんの中から必ず選んでください。

以上です。ありがとうございました。

○臨時議長（山下 皓司君） 続いて、安部重助議員、演壇でお願いいたします。

安部重助議員、どうぞ。

○議員（9番 安部 重助君） 9番、安部でございます。議長選挙に立候補の御挨拶を申し上げます。

私たち議員は、住民から審判され、そして信託された、民主的な町政運営実現に向けて、我々はしっかりした議会運営をしていかなければならないという役目がございます。その意味においても我々の議員の資質というものをしっかりと養わなければならないということを改めて感じるところでございます。

議員数削減によりまして、今期より12名という大変少ない議員になったわけがございますけれども、さらなる活性化が担われるところでございます。その活性化につきましては、私たち、今までいろいろと活性化に取り組んできたところではございますが、まだまだ足りない部分がたくさんあります。住民全体の代表者でありますことを認識し、執行機関と1歩離れて2歩離れるなど議員必携にもございます。そういった意味で、議論はしっかりとやって、そしてまた、自動車の両輪のごとく前向きに進んでいくと、これが町づくりの基本かというように思っております。そのためには、議員一人一人の声でなく、全体の声となるように、議員懇親会、また議員懇談会を持ちまして、その中で一つの意見にまとめてぶつけていくと、これが私たち議会の役目じゃないかというように思います。物事を実現するためには、やはり大きな力でもって事に当たっていくということが大変大事かと思っております。そういった意味では、一人の意見じゃなく全体の意見、また3人、4人、団体の意見として持ち上げていくと、これを私は実現したいというふうに思っております。

また、広域的なことでもございますけれども、県下12町と非常に少ない町になっておりますけれども、何とかこの12町がうまく連携をとり、またつながりができるような町づくり、これも必要じゃないかと思っております。特に神崎郡3町におきましては、やはりこれからの医療、福祉の面でもいろいろと連携を保ちながらやっていくということは非常に大切な時期に来ていると思っております。当然のことながら、神崎総合病院の運営にも大きな影響を与えてくるんじゃないかというようなことも考えております。そういった意味で、やはり広域的な連携、これを大切にしていかなければならない。今まで4年間議長をさせていただきまして、いろいろと勉強させていただいた中で、やはりこの広域的なつながりというものは大変重要に、私、思ったところでございます。そういった意味

も含めて実現していきたいというふうに思います。

いろいろと施策はあるわけがございますけれども、またこれから皆様と一緒に、選ばれたときには、皆様方と一緒に物事に体当たりしていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたしまして、簡単ではございますけれども、私の意思表示とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（山下 皓司君） 立候補の意思表示が終わりましたので、事務局に選挙の方法を説明させます。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 2 9 分休憩

午前 9 時 3 2 分再開

○臨時議長（山下 皓司君） 再開をいたします。

これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

会議規則第 2 8 条の規定により、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（山下 皓司君） ただいまの出席議員数は 1 2 名であります。

お諮りいたします。会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により、立会人に 1 番、藤原裕和議員、2 番、藤原日順議員を指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山下 皓司君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に藤原裕和議員、藤原日順議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（山下 皓司君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山下 皓司君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（山下 皓司君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票用紙に被選挙人の氏名を記載台で記載の上、投票願います。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番 藤原 裕和君	2 番 藤原 日順君	3 番 山下 皓司君
4 番 宮永 肇君	5 番 藤原 資広君	6 番 廣納 良幸君
7 番 小寺 俊輔君	8 番 松山 陽子君	9 番 安部 重助君
10番 藤森 正晴君	11番 小林 和男君	12番 三谷 克巳君

○臨時議長（山下 皓司君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

引き続き開票を行います。藤原裕和議員、藤原日順議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（山下 皓司君） それでは、事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（澤田 俊一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、安部議員 7 票。以下、省略いたします。以上でございます。

○臨時議長（山下 皓司君） この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、安部重助議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（山下 皓司君） ただいま議長に当選されました安部重助議員が議場におられますので、本席より、会議規則第 33 条第 2 項の規定により告知いたします。

安部重助議長。

議長、当選挨拶を演壇でお願いをいたします。

どうぞ。

○議員（9 番 安部 重助君） ただいまの選挙によりまして、私、3 期目の議長就任ということになりました。皆様方の温かい御支援をいただきまして、本当にありがとうございました。先ほど廣納議員からも言われましたように、しっかりとこのことは心に置いて、今後の議会運営に努めたいと思います。先ほどの挨拶の中でも申しましたようなことを中心に、これからも一生懸命頑張りますので、皆様方の周りからの御支援をよろしくお願いいたしまして、就任の挨拶といたします。ありがとうございました。

○臨時議長（山下 皓司君） 以上で臨時議長としての職務は終わりました。初議会冒頭における重責を無事遂行できましたことは、議員皆様方の御協力によるものと深く感謝いたします。どうもありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 9 時 49 分休憩

午前 9 時 5 4 分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

ただいまの時間をもちまして、廣納良幸議員が欠席届を提出されておりますので、御了承願います。

日程第 1 副議長の選挙

○議長（安部 重助君） 日程第 1 は、副議長の選挙でございます。

ただいまから副議長の選挙を行います。何か御意見等はございませんか。立候補ございませんか。

藤原日順議員。藤森正晴議員。ほかございませんか。

ただいま立候補の意思表示という意見がございましたが、立候補の意思表示することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ございませんので、立候補される方の意思表示をお願いいたします。

念のため申し添えます。この選挙についての被選挙権は、議長を除く議員さん全てにございます。

意思表示については、仮議席の順番で行っていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ございませんので、立候補の意思表示は仮議席の順番で行っていただきたいと思えます。

立候補される方は起立願います。

〔立候補者起立〕

○議長（安部 重助君） 御着席ください。

それでは、仮議席の順により、2 番、藤原日順議員から演壇でお願いいたします。

○議員（2 番 藤原 日順君） 2 番、藤原日順でございます。副議長に立候補するに当たって、私の意思を表明させていただきます。

まず、予算・決算委員会の件でございますけれども、前回のときも同じでございますけれども、予算・決算委員会のほうをより効率的に進めていくために、私が自分でつくった資料等を提示しながら効率よく予算、それから決算特別委員会のほうを進めてまいりたいというように思います。

それから、議会運営委員会でございますけれども、前回、行財政の副委員長として議会基本条例に深くかかわらせていただきました。その中での議会の報告会等につきましても、その中心的な役割を担わせていただきたいと思いますというように思います。

3点目が、やはり広報委員会、広報の特別委員会でございます。4年間広報委員長として務めさせていただきました。その中で、やはり校正というのは非常に大変な作業であるということを実感しております。私もだから今期も同じく広報のほう、校正のほうを手伝っていききたいなというように思います。特に広報の場合は記録に残る、紙面に残るものがございますので、十分な注意が必要であると。もちろんほかの議員さんもきちっとやられるでしょうけども、私も責任上、やはり広報の校正ということにかかわっていききたいなというように思っています。

ところで、考えてみますと、議会運営委員会のメンバーというのは、常任委員長の3名、それから副議長、その他では1名が選出されるのみでございます。ここで常任委員長になりますと、議会運営委員の委員にはなれますけども、明文化されたものはございませんけども、慣例で、広報委員会に所属しないというのが今までの原則でございますので、副議長であれば、議会報告会を含む議会運営、予算・決算審議、そして広報の全てにかかわることができるということで、希望といいますか、私が今、こうやりたいなというように考えている3点が全てかなえられるのが副議長職であろうというように思いますので、今回立候補を表明させていただきました。

議長を補佐しながら一生懸命頑張ってまいりたいというように思いますので、皆さんの御支持をお願いいたします。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 続いて、10番、藤森正晴議員、演壇でお願いいたします。

○議員（10番 藤森 正晴君） 10番、藤森でございます。副議長の表明に当たりまして、私の思いをいたします。

皆さん御承知のとおり、選挙の投票率が80パーを切って、過去最低でございます。これは議会に対してのイエローカードだと私は思っております。その意味を含む中で、議会というものはしっかりと皆さんの意見を出す中で、先ほど町長なり、いろんな言葉の中に車の両輪であるという言葉が出ておりますけれど、どうもその両輪がおかしい方向に行きつつあると私は感じております。これも投票率の低下、議会へのイエローカードであると思います。しっかりと議長を中心に、皆さんと一緒に副議長の責務を務めたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 立候補の意思表示が終わりました。

それでは、議長選挙と同様の手順で副議長選挙に入ります。

これより副議長の選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

会議規則第28条の規定により、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（安部 重助君） ただいまの出席議員数は11名であります。

お諮りいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に藤原裕和議員、藤原日順議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、立会人に藤原裕和議員、藤原日順議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（安部 重助君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（安部 重助君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

事務局長、点呼してください。

〔事務局長点呼、議員投票〕

1 番 藤原 裕和君	2 番 藤原 日順君	3 番 山下 皓司君
4 番 宮永 肇君	5 番 藤原 資広君	7 番 小寺 俊輔君
8 番 松山 陽子君	9 番 安部 重助君	10番 藤森 正晴君
11番 小林 和男君	12番 三谷 克巳君	

○議長（安部 重助君） 投票漏れはございませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

引き続き開票を行います。藤原裕和議員、藤原日順議員、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（安部 重助君） 事務局長、選挙の結果を報告してください。

○議会事務局長（澤田 俊一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票ゼロ票。

有効投票のうち、藤森正晴議員 5 票。以下、省略いたします。

以上のとおりでございます。

○議長（安部 重助君） この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、藤森正晴議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（安部 重助君） ただいま副議長に当選されました藤森正晴議員が議場におられますので、本席より、会議規則第33条第2項の規定により告知いたします。

藤森正晴副議長。

副議長、当選挨拶を演壇でお願いいたします。

○議員（10番 藤森 正晴君） ただいま選挙の結果で副議長という重責を担うことになりました。最初の思いの中で言いましたように、議長とともに皆さんと一緒に一生懸命務めますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（安部 重助君） 副議長の挨拶が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時27分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

日程第2 議席の指定

○議長（安部 重助君） 日程第2、議席の指定でございます。

議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長から指定いたします。

それでは、発表いたします。1番議席、藤原裕和議員、2番議席、藤原日順議員、3番議席、山下皓司議員、4番議席、宮永肇議員、5番議席、藤原資広議員、6番議席、廣納良幸議員、7番議席、小寺俊輔議員、8番議員、松山陽子議員、9番議席、三谷克巳議員、10番議席、小林和男議員、11番議席、藤森正晴議員、12番議席、安部重助議員。以上でございます。

ただいまのとおり議席を指定いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前10時29分休憩

午前10時50分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第3、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

1番、藤原裕和議員、2番、藤原日順議員を指名いたします。

日程第4 会期の決定

○議長（安部 重助君） 日程第4、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前11時15分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

日程第5 常任委員会委員の選任

○議長（安部 重助君） 日程第5、常任委員会委員の選任を議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長から指名いたします。

まず、総務文教常任委員会の委員に、藤原裕和議員、藤原日順議員、山下皓司議員、宮永肇議員、藤原資広議員、松山陽子議員、三谷克巳議員、藤森正晴議員、以上8名。民生福祉常任委員会の委員に、藤原日順議員、藤原資広議員、廣納良幸議員、小寺俊輔議員、松山陽子議員、小林和男議員、藤森正晴議員、安部重助議員、以上8名。産業建設常任委員会の委員に、藤原裕和議員、山下皓司議員、宮永肇議員、廣納良幸議員、小寺俊輔議員、三谷克巳議員、小林和男議員、安部重助議員、以上8名。以上のとおり各常任委員会委員に指名いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、それぞれの常任委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、常任委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定によって、それぞれの委員会で互選することになっていますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時17分休憩

午後 0時10分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

ただいま各常任委員会が開催され、正副委員長の互選がなされていますので、御報告

申し上げます。

総務文教常任委員会の委員長に宮永肇議員、副委員長に藤原日順議員、民生福祉常任委員会の委員長に松山陽子議員、副委員長に小林和男議員、産業建設常任委員会の委員長に藤原裕和議員、副委員長に廣納良幸議員、以上のとおりそれぞれ互選されておりますので、御報告申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0 時 1 2 分休憩

午後 1 時 2 7 分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

日程第 6 議会運営委員会委員の選任

○議長（安部 重助君） 日程第 6、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

選任については、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長から指名いたします。

議会運営委員会の委員に、藤森正晴議員、宮永肇議員、松山陽子議員、藤原裕和議員、藤原日順議員、以上 5 名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました 5 名を議会運営委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、議会運営委員会委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、議会運営委員会委員の委員長、副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会で互選することになっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 2 8 分休憩

午後 1 時 3 9 分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので、御報告申し上げます。

委員長に藤原日順議員、副委員長に宮永肇議員、以上のとおり互選されておりますので、御報告申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 0 分休憩

午後 1 時 4 1 分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第7 特別委員会の設置 及び 日程第8 特別委員会委員の選任

○議長（安部 重助君） 日程第7、特別委員会の設置及び日程第8、特別委員会委員の選任を議題といたします。

特別委員会の設置については、広報公聴活動調査特別委員会、人権文化推進特別委員会、以上2つの特別委員会の設置要綱をお手元に配付いたしております。

お諮りいたします。広報公聴活動調査特別委員会を設置要綱のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、お手元に配付いたしております設置要綱のとおり、広報公聴活動調査特別委員会を設置することに決定しました。

続いてお諮りいたします。人権文化推進特別委員会を設置要綱のとおり設置することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、お手元に配付いたしております設置要綱のとおり、人権文化推進特別委員会を設置することに決定しました。

続いて、日程第8、ただいま設置いたしました特別委員会委員の選任を行います。

選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、議長から指名いたします。

広報公聴活動調査特別委員会の委員に、藤原日順議員、藤原資広議員、廣納良幸議員、小寺俊輔議員、三谷克巳議員、小林和男議員、以上6名。人権文化推進特別委員会の委員に、藤原裕和議員、山下皓司議員、宮永肇議員、松山陽子議員、藤森正晴議員、以上5名。

ここでお諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、各特別委員会の委員に選任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、各特別委員会の委員は、議長指名のとおり選任されました。

なお、特別委員会の委員長、副委員長は、委員会条例第9条第2項の規定により、それぞれの委員会で互選することになっておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後2時55分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

ただいま各特別委員会が開催され、正副委員長の互選がなされておりますので、御報

告申し上げます。

広報公聴活動調査特別委員会の委員長に三谷克巳議員、副委員長に藤原資広議員、人権文化推進特別委員会の委員長に山下皓司議員、副委員長に松山陽子議員、以上のとおりそれぞれ互選されておりますので、御報告申し上げます。

日程第 9 一部事務組合議会議員の選挙

○議長（安部 重助君） 日程第 9、一部事務組合議会議員の選挙であります。

これより中播衛生施設事務組合議会議員、中播北部行政事務組合議会議員及び中播農業共済事務組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議なしと認め、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にすることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、各一部事務組合議会議員は、議長より指名することに決定しました。

中播衛生施設事務組合議会議員に松山陽子議員と私の 2 名、中播北部行政事務組合議会議員に藤森正晴議員と松山陽子議員と私の 3 名、中播農業共済事務組合議会議員に藤原裕和議員と私の 2 名、以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり、各一部事務組合議会議員の当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、松山議員と私が中播衛生施設事務組合議会議員に、藤森正晴議員、松山陽子議員と私が中播北部行政事務組合議会議員に、藤原裕和議員と私が中播農業共済事務組合議会議員に当選いたしました。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、それぞれの議員が議場におられますので、告知いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開を 15 時 15 分といたします。

午後 2 時 58 分休憩

午後 3 時 15 分再開

○議長（安部 重助君） 再開いたします。

一言御挨拶を申し上げます。

先ほどからの議会構成が終わりました。皆様方、議員各位からの御推挙によりまして、私、三たび議長の重責を担わせていただくことになりました。これからもひとつよろしくお願ひするわけでございますけれども、何せ発展途上中の身でございます。皆様方のお力添えを切にお願ひするわけでございます。特に町長以下、また執行部の方々にも大変迷惑もかけ、また御協力も願わなければならないと思ひますが、ひとつよろしくお願ひいたしまして、簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。よろしくお願ひします。

それでは、議会構成を発表させていただきます。

議長に安部重助、副議長に藤森正晴議員、総務文教常任委員長に宮永肇議員、副委員長に藤原日順議員、民生福祉常任委員長に松山陽子議員、副委員長に小林和男議員、産業建設常任委員長に藤原裕和議員、副委員長に廣納良幸議員、広報公聴活動調査特別委員長に三谷克巳議員、副委員長に藤原資広議員、人権文化推進特別委員長に山下皓司議員、副委員長に松山陽子議員となっております。議会運営委員会の委員長に藤原日順議員、副委員長に宮永肇議員。以上となっておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

これより議案の審議に入ります。

日程第10 報告第3号

○議長（安部 重助君） 日程第10、報告第3号、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）を議題といたします。

事務局、報告第3号を朗読してください。

〔事務局朗読〕

報告第3号 専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）

○議長（安部 重助君） 上程報告に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第3号について、報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、専決処分の報告の件（交通事故に係る損害賠償の額の決定及びその和解）についてでございます。

町長の専決処分手項の指定についての規定に基づき、本年3月21日に発生した公用車事故の対物事故分について、4月14日に示談が成立しましたので、同日付で専決処分させていただいたものです。

なお、詳細につきまして、総務課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいた

します。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（前田 義人君） 総務課、前田でございます。お手元の専決処分書により説明をさせていただきたいと思いますので、1ページめくってごらんになっていただきたいと思います。

事故発生日は平成26年3月21日金曜日午前8時ごろで、事故発生場所につきましては、ホテルリラクシア前の駐車場内です。事故当事者、相手方につきましては、当町在住の男性、リラクシアの従業員でございます。事故概要につきましては、公用車である大型車両で除雪作業中、方向転換するためバックした際に、停車中の相手方車両に接触したものであります。停車中車両への接触であるため、事故の責任割合は、町が100%、相手方がゼロ%で示談が成立いたしました。損害賠償額は対物事故として12万5,450円で、平成26年4月14日に示談が成立し、平成26年4月25日に賠償金を支払いました。以上です。

○議長（安部 重助君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

報告第3号については、以上のとおりでございます。よろしく御了承のほどお願いいたします。

日程第11 第39号議案

○議長（安部 重助君） 日程第11、第39号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

第39号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第39号議案の提案理由並びに内容につきまして御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町税条例等の一部を改正する条例）についてでございます。

改正の理由は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布されたことによりまして、神河町税条例等の一部を改正する条例を同日付で専決処分したものでございます。

なお、詳細につきまして、税務課長から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。第39号議案の詳細説明をさせていただきます。

このたびの町税条例等の一部改正につきましては、先ほど町長が提案説明で申し上げましたとおり、上位法の一部改正が平成26年3月31日に公布されたことによりまして一部改正でございます。

上位法の主な改正趣旨は、成長と富の創出の好循環の実現に向け、民間投資の活用、雇用、所得の拡大、社会保障・税一体改革の実行、さらに震災復興支援の措置を中心とした改正となっています。また、地方税制では、地方法人課税の偏差是正の措置、車体課税の見直し、復興支援の税制措置等についての改正でございます。

このたび町民の皆様に影響します条例改正は、主に町民税法人割の税率改正と軽自動車税の税率改正でございます。

まず、町民税法人割の税率でございますが、これにつきましては引き下げとなる改正でございます。通常であれば税負担が軽減されるところでございますが、この引き下げ相当分が新たに創設されます地方法人税の課税標準税率となつてまいりますことから、実質的には現行どおりとなつてまいります。

次に、軽自動車税の税率でございますが、これにつきましては税の引き上げ改正で、税負担が重くなります。

それでは、新旧対照表によりまして説明させていただきます。新旧対照表の1ページから2ページをお願いいたします。まず、第1条による改正でございます。最初に、条例第23条、町民税の納税義務者等でございますが、法人税法と同様に地方税法で外国法人の恒久的施設につきまして新たに定義の規定が設けられたことにあわせ、同条第2項及び第3項中において、下線部のとおり所要の規定整備を行うものでございます。

次に、条例第33条、所得割の課税標準でございますが、地方税法改正により引用します条項の号ずれの整備で、同条第5項中第16号を第17号に改正するものでございます。

次に、条例第34条の4、法人税割の税率でございますが、法改正による地方法人税の創設に対応し、法人税割の標準税率が引き下げられたことにあわせまして、町民税法人割の税率につきまして、現行の標準税率100分の12.3を100分の9.7に改

正するものでございます。

なお、この改正は、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用となります。

次に、条例第48条、法人の町民税の申告納付でございますが、法人税法と同様に、地方税法におきまして、外国法人に係る外国税額控除制度が新設されたことによる改正及び引用条項の整備で、同条第2項中及び第5項中において、下線部のとおり所要の規定整備を行うものでございます。

3ページをお願いいたします。条例第52条、法人の町民税等に係る納期限の延長の場合の延滞金でございますが、法人税法と同様に、地方税法におきまして、外国法人に係る申告納付制度が規定されたことにより、同条第1項中で下線部のとおり所要の規定整備を行うものでございます。

条例第57条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございますが、認定こども園及び小規模保育事業の用に供する施設について、固定資産税非課税措置の創設が行われたことによる条文の新設により、引用します条項の整備としまして、同条中第10号の7を第19号の9に改めるものでございます。

4ページをお願いいたします。条例第59条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告でございますが、前条と同様の条文新設により引用します条項整備として、同条中第10号の7を第10号の9に改めるものでございます。

次に、4ページから5ページの条例第82条、軽自動車税の税率でございますが、本改正は税率を引き上げる改正でございますが、原動機つき自転車、2輪の軽自動車及び2輪の小型自動車につきましては現行の約1.5倍の引き上げとし、引き上げ後の税率が2,000円に満たない場合は2,000円とするものでございます。また、3輪及び4輪以上の軽自動車及び小型特殊自動車のうち自家用乗用車、農耕作業用小型特殊自動車につきましては現行の1.5倍に、その他のものにあつては現行の約1.25倍の引き上げとするものでございます。各車種につきましてはの税額は、第1号から第3号において掲載のとおりでございます。

なお、平成26年4月25日を基準としまして、改正前と改正後の課税額を比較しますと、課税対象台数は6,700台で、約1,460万円の増額となる見込みでございます。

なお、第2号ア中、「専ら雪上を走行するもの年額2,400円」の削除につきましては、実際に専ら雪上を走行するものが所在している市町村は降雪量の多い地域に限られていますことから、このたびの法改正で削除されましたことを踏まえ、神河町内におきましては専ら雪上を走行するものがないことから、同様に削除するものでございます。

附則第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例でございますが、租税特別措置法において非課税承認を受けた寄附財産を有する公益法人等からその他の公益法人等

が当該寄附財産を譲渡した場合において非課税承認が取り消されたときは、当該その他の公益法人等に対して寄附時の譲渡所得に係る個人住民税の所得割を課することが新たに規定されたことにより、下線部のとおり引用します条項の整備を行うものでございます。

次に、5ページから7ページまでの附則第6条、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除、7ページから9ページまでの附則第6条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除、10ページの附則第6条の3、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例につきましては、いずれも単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、条例の性格を踏まえまして法附則の規定が削除されたことにあわせまして、削除するものでございます。

次に、11ページをお願いします。附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきましては、課税特例の適用期間を3年間延長する改正でございまして、同条第1項中、平成27年度を平成30年度に改めるものでございます。

附則第10条の2、法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合は、固定資産税の課税標準の特例でございます。法改正にあわせ、見出し中、附則第15条第2項第6号を附則第15条第2項第1号に改め、同条第3項中、附則第15条第37項を附則第15条第34項に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中、附則第15条第9号を附則第15条第8項に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項を第4項とし、新たに規定を設けた5つの項を第1項、第2項、第3項、第7項、第8項として新設するものでございます。

なお、改正後の第1項から第3項は公害防止用設備、第4項は公共下水道の除害施設、第5項は雨水貯留施設、第6項は災害用備蓄倉庫、第7項は浸水防止用設備、第8項はノンフロン製品に係る課税特例の割合を規定するものでございます。

次に、12ページ、附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告でございしますが、平成25年11月25日施行の改正耐震改修促進法に基づき耐震診断を義務づけられた不特定多数の方が利用される大規模な建築物等、例えば病院、旅館等でございますけれども、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税について、工事完了後3カ月以内に市町村に申告したものに限り、工事完了年の翌年度から2年度分について、税額の2分の1を減額する措置が創設されたことにより、同条第9項で所要の規定を新設するものでございます。

新附則第16条、軽自動車税の税率の特例につきましては、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車に対する重課の規定を新設するものでございまして、軽自動車税におきましてもグリーン化を進める観点から、経年車に対しまして課税がされます。表の中欄に掲げています税額は、条例第82条中の改正後の税額で、右欄の税額が重課後の税額でございまして、重課後の税額につきまして上から順に申し上げますと、3輪の軽自動車は4,600円、営業用乗用車は8,200円、自

家用乗用車は1万2,900円、営業用貨物車は4,500円、自家用貨物車は6,000円でございます。

13ページ、附則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、優良住宅地造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の軽減税率の適用期限を平成26年度までとしていたものを、平成29年度まで3年延長する改正でございます。

14ページをお願いします。附則第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、引用します条項を下線部のとおり整備するものでございます。

附則第19条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例でございますが、附則第19条と同様、引用します条項を下線部のとおり整備するものでございます。

次に、14ページから15ページの附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例でございますが、法改正にあわせ、下線部のとおり所要の規定整備を行うものでございます。

次に、附則第21条、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者のすべき申告でございますが、法改正にあわせ、非課税措置の規定を明確化する改正と、移行一般社団法人等に係る非課税措置が廃止されたことにより、同条第1項で所要の規定整備を行い、同条第2項を削除するものでございます。

次に、15ページから16ページの附則第21条の2につきましては、法改正にあわせ、引用します条項を下線部のとおり整備するものでございます。

次に、16ページ、附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例及び17ページ、附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例並びに19ページ、附則第23条、東日本大震災に係る借入金等特別税額控除の適用期限等の特例でございますが、東日本大震災に係ります特例につきましては、法令の性格を踏まえ、必ず法令によって定めなければならないとされている事項を除いては規定しないとし、法則が削除されましたことにあわせ削除するものでございます。

20ページ、附則第24条、個人の町民税の税率の特例等につきましては、附則第22条から附則第23条までの削除により、附則第24条を附則第22条に繰り上げる改正でございます。

次に、第2条は、神河町税条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

改正点1つ目は、附則第20条の5を削る改正の次に、附則第21条の2中におきまして、下線部のとおり引用します条項の整備を行うものでございます。

改正点2つ目は、第1条、施行期日でございますが、第1条第2項中で、下線部のと

おり所要の規定を加えるものでございます。

改正点3つ目は、第2条、経過措置でございますが、第1項中及び同条第2項中で、下線部のとおり所要の規定を加えるものでございます。

次に、議案書の附則をお願いします。第1条は、施行期日を平成26年4月1日からと規定するものでございます。ただし、同条第1号から第6号の規定は、当該各号に定める日から施行するものです。同条第1号では、第1条中、町税条例第34条の4の改正規定及び次条第7項の規定は、平成26年10月1日からと規定するものです。同条第2号では、第1条中、町税条例附則第4条の2及び第19条の3第2項の改正規定、附則中第22条から第23条までを削り、第24条を附則第22条とする改正規定並びに次条第2項及び第3項の規定は、平成27年1月1日からと規定するものです。同条第3号では、第1条中、町税条例第82条の改正規定、附則第4条及び新条例附則第16条を除く第6条の規定は、平成27年4月1日からと規定するものです。同条第4号では、第1条中、町税条例第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第6項、附則第5条及び新条例附則第16条に係る部分に限る第6条の規定は、平成28年4月1日からと規定するものです。同条第5号では、第1条中、町税条例第33条第5項、附則第19条第1項及び第9条の2第2項の改正規定は、平成29年1月1日からと規定するものです。同条第6号では、第1条中、町税条例第57条及び第59条の改正規定は、子ども・子育て支援法施行の日からと規定するものです。

次に、第2条は、町民税に関する経過措置でございますが、第1項では、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、個人の町民税に関する部分は平成26年度以降の年度分について適用し、それまでのものは従前と同じ扱いと規定するものです。

第2項では、新条例附則第4条の2の規定は、平成27年度以降の年度分について適用し、それまでのものは従前と同じ扱いと規定するものです。

第3項では、新条例附則第19条の3第2項の規定は、平成27年度以降の年度分について適用することを規定するものです。

第4項では、新条例第33条第5項及び附則第19条第1項の規定は、平成29年度以降の年度分について適用し、それまでのものは従前と同じ扱いと規定するものです。

第5項では、新条例附則第19条の2第2項の規定は、平成29年度以降の年度分について適用することを規定するものです。

第6項では、次の第7項に定めるものを除きまして、新条例の附則中、法人町民税に係る部分は附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以降に開始する事業年度分の法人町民税及び同日以降に開始する連結事業年度分の法人町民税について適用し、期日前に開始した事業年度分の法人町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人町民税については従前と同じ扱いと規定するものです。

第7項は、新条例第34条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行日以

降を開始する事業年度分の法人町民税及び同日以降を開始する連結事業年度分の法人町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人町民税については、従前と同じ扱いと規定するものです。

第3条は、固定資産税に関する経過措置でございますが、第1項では、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成26年度以降の年度分について適用し、それまでのものは従前と同じ扱いと規定するものです。

第2項では、平成26年4月1日以降に取得される地方税法改正後附則第15条第2項第1号に規定する施設または設備に対して課すべき平成27年度以降の年度分について適用することを規定するものです。

第3項では、新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以降に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設または設備に対して課すべき平成27年度以降の年度分について適用することを規定するものです。

第4項では、新条例附則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以降に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設または設備に対して課すべき平成27年度以降の年度分について適用することを規定するものです。

第5項では、新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以降に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して平成27年度以降の年度分について適用することを規定するものです。

第6項では、新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以降に取得される新法附則第15条第8項に規定する機器に対して課すべき平成26年度以降の年度分について適用することを規定するものです。

第7項では、新条例附則第10条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以降に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課税すべき平成27年度以降の年度分について適用することを規定するものです。

次に、第4条から第6条は、軽自動車税に関する経過措置でございます。第4条は、新条例第82条の規定は、平成27年度以降の年度分について適用し、それまでのものは従前と同じ扱いと規定するものです。

第5条第1項では、新条例附則第16条の規定は、平成28年度以降の年度分について適用することを規定するものです。また、同条第2項では、平成15年10月14日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課すべき新条例附則第16条の規定の適用については、受けた次の属する年の12月とすることを規定するものです。

第6条は、平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課税する軽自動車税に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、下表の左欄に掲げる規定中、同表中欄の字句は同表右欄の字句とすることを規定するものでございます。

以上で第 39 号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。質疑ございませんか。質疑ないようでしたら質疑を終結しますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第 39 号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第 39 号議案は、承認することに決定しました。

日程第 12 第 40 号議案

○議長（安部 重助君） 日程第 12、第 40 号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

第 40 号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。
町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 40 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町手数料条例の一部を改正する条例）についてでございます。

改正の理由は、介護保険法第 58 条第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部が平成 26 年 3 月 18 日付で告示され、平成 26 年 4 月 1 日から適用されることに伴い改正するものでございます。また、神河町居宅介護支援事業所運営規程の廃止に伴い改正するものであります。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域局長（佐古 正雄君） 健康福祉課、佐古でございます。第40号議案の詳細について御説明申し上げます。

改正の理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。介護保険法での介護報酬の額の改定によるものでございまして、上位法の改正に伴うものでございます。

また、この対象者につきましては、20円の負担増となることとなります。

それでは、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。別表中、介護予防支援費、要支援1、2の方のケアプラン作成料4,120円を4,140円に改めるものでございます。

次に、居宅介護支援費に係る手数料を削除するものでございまして、平成24年より居宅介護支援事業所を休止しておりましたが、平成26年3月31日をもって終了となり、休止期間の延長はできないこと、あわせて現在サービスまたは支援を受ける予定の方がいないため廃止することとなることによりまして、削除するものでございます。

附則で施行期日を規定いたしておりまして、平成26年4月1日から施行することを定めております。

以上、簡単でございますが、終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 特に質疑がないようでございますので、本議案に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第40号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第40号議案は、承認することに決定しました。

○議長（安部 重助君） 日程第13、第41号議案、専決処分をしたものにつき承認を
求める件（神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。
事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

第41号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条
例の一部を改正する条例）

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。
町長。

○町長（山名 宗悟君） 第41号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま
す。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（神河町国民健康保険税条例の
一部を改正する条例）についてでございます。

改正の理由は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政
令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成26年3月31日に公布されたこ
とによりまして、神河町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を同日付で専決処分
したものでございます。

詳細につきまして、税務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願い
いたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。
税務課長。

○税務課長（玉田 享君） 税務課、玉田でございます。第41号議案の詳細説明をさ
せていただきます。

国民健康保険税条例の一部改正でございますが、先ほど町長が提案説明で申し上げま
したとおり、上位法の一部改正が平成26年3月31日に公布されたことによる一部
改正でございます。条例改正は、持続可能な国保事業の運営のため、保険税収入を確
保する措置が必要としまして行うものでございます。

改正による町民の皆様への影響でございますが、軽減世帯を拡充する改正に該当され
ます方はプラス改正となり、課税限度額を引き上げる改正に該当されます方はマイナス
改正となっております。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。1ページの新旧対照表をお願い
します。条例第2条、課税額でございますが、法改正により、同条第3項中で国保税の
後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額につきまして、現行の14万円を16万円
に、同条第4項中で介護給付金課税額に係る課税限度額につきまして、現行の12万円
を14万円に引き上げるものでございます。

なお、基礎課税額の51万円につきましては現行どおりでございます。

次に、条例第18条、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収につきましては、法施行規則の条ずれの規定整備としまして、同条第1項中下線部、第24条の37第1項を第24条の36に改めるものでございます。

2ページをお願いします。条例第21条、国民健康保険税の減額でございますが、先ほどの条例第2条と同様、各号以外の条分中、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額について改正を行い、同条第2号中では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、現行は世帯主を除く被保険者数で算定するとしていますが、これを世帯主も含めて算定することとした改正にあわせまして、下線部のとおり所要の規定整備を行うものでございます。

また、同条第3号中では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者数に乗すべき金額について、現行の35万円を45万円に引き上げる改正を行うものでございます。

参考といたしまして、国保税改正による影響でございますが、平成26年3月末時点のデータではございますが、これをもとに算定しました。改正前と改正後と比較しますと、課税限度額改正に関しましては、課税限度額14万円適用の該当者は29名でございましたが、課税限度額16万円適用の該当者は17名が見込まれます。そして限度額超過額は約50万円でございます。また、軽減世帯判定の改正に関しましては、5割軽減では105世帯の増、2割軽減では20世帯の減が見込まれます。そして軽減額の合計は約450万円が見込まれます。したがって、その450万円から50万円を引いた400万円につきましては保険基盤安定制度によって公費で補助されることになり、400万円のうちの町負担額は約4分の1程度となる見込みでございます。

次に、議案書の附則をお願いします。第1条は、施行期日を平成26年4月1日と規定するものでございます。

第2条は、適用区分としまして、改正後の条例規定は平成26年度以降の年度分の保険税について適用し、平成25年度分までの保険税については従前と同じ扱いと規定するものでございます。

以上で第41号議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結し、第41号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第41号議案は、承認することに決定しました。

日程第14 第42号議案

○議長（安部 重助君） 日程第14、第42号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

第42号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第7号））

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、第42号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件（平成25年度神河町一般会計補正予算（第7号））でございます。

平成26年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は、補正予算（第6号）以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。

補正の主な要因ですが、繰越明許補正で、災害復旧費の4件の事業について繰越額を減額、地方債補正で、道路整備事業ほか3件について減額、各譲与税、交付金、特別交付税の確定による増額、町道裏坂線が平成25年度未施工となったことなどによる道路橋梁費分担金の減額、災害復旧費の事業費確定による分担金と国庫負担金の減額、障害者自立支援給付支払い等システム改修補助金の確定による増額、小水力等農村地域資源利活用促進事業補助金の科目修正、災害復旧費の事業費確定による県補助金の減額、神河ふるさとづくり応援寄附金基金繰入金の減額、事業費確定による土木債、災害復旧事業債の減額、歳出では、特別交付税の増額等による今回補正の剰余額を財政調整基金に積み立てをいたします。交通安全施設整備工事費の確定による減額、農地費、道路橋梁

新設改良費、河川費の事業費確定による減額、災害復旧事業費の事業費確定による減額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,127万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億4,339万1,000円としております。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。詳細説明をいたします。

それでは、まず5ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正でございます。災害復旧費につきまして、事業費が変更になりましたので補正いたします。補正後の繰越額は、農地災害復旧費で302万3,000円、農業施設災害復旧費で121万6,000円、林業施設災害復旧費で1,690万円、公共土木施設災害復旧費で1億1,624万円にそれぞれ減額でございます。

次に、6ページをお願いします。地方債補正で、道路整備事業は、神崎・市川線、粟賀・柏尾・貝野線、野村沢線、福山2号線でございますが、このうち神崎・市川線につきまして、190万円減額の7,110万円でございます。農業施設災害復旧事業は10万円減額の30万円で、林業施設災害復旧事業は70万円減額の640万円、公共土木施設災害復旧事業は410万円減額の1億240万円となりました。地方債限度額合計は680万円減額の7億4,846万3,000円となっております。

続いて、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。9ページをお願いします。譲与税、交付金、交付税につきまして、それぞれ確定しましたので補正いたします。地方揮発油譲与税で55万2,000円増額の2,055万2,000円、自動車重量譲与税で128万2,000円減額の4,671万8,000円、利子割交付金でございますが、預金利子の3%分が兵庫県全体の個人住民税に対する神河町の個人住民税の割合によって交付されるもので、8万6,000円減額の371万4,000円となっております。配当割交付金でございますが、配当に対する県全体の額から徴収事務取扱費を県が引いた残りから個人住民税の割合によって交付されるもので、268万5,000円の増額で718万5,000円となっております。株式等譲渡所得割交付金につきましても同様の算出により交付されるもので、株価上昇を受けまして、1,074万5,000円増額の1,144万5,000円と大幅にふえております。ゴルフ場利用税交付金ですが、72万1,000円増額の1,572万1,000円でございます。地方消費税交付金でございますが、これは消費税5%のうち1%が地方消費税で、その県との配分でございますが、26万円減額の9,874万円となっております。

10ページをお願いします。自動車取得税交付金ですが、自動車を取得したときにこ

の税がかかりますが、このうち道路延長ですとか道路面積をもとに交付されるものでございまして、204万円増額の2,604万円でございます。地方交付税の特別交付税でございますが、3月定例議会の最終日に町長が報告しましたが、2億2,780万3,000円の増額で5億2,780万3,000円となりました。交付税全体では32億3,804万5,000円でございます。交通安全対策特別交付金でございますが、29万9,000円の減額の270万1,000円となっております。土木費分担金でございますが、町道裏坂線の未施工等によりまして184万9,000円の減額で43万3,000円、災害復旧費分担金は、事業費確定によりまして農地災害復旧事業受益者分担金で15万4,000円の減額、農業施設災害復旧事業受益者分担金は4万8,000円の減額、林業施設災害復旧費分担金は2,000円の増額でございます。国庫支出金の公共土木施設災害復旧費負担金は、事業費確定によりまして813万8,000円の減額でございます。民生費国庫補助金は、3月補正で繰り越ししました障害者自立支援給付支払い等システム改修補助金で45万2,000円の増額でございます。

11ページ、総務費国庫補助金の500万円でございますが、県補助金で計上しておりましたが、直接の国庫補助金でありましたので、修正をいたしました。災害復旧費県補助金につきましては、確定によりまして、農業施設災害復旧費補助金で327万円、林業施設災害復旧費で124万4,000円、それぞれ減額でございます。神河ふるさとづくり応援基金繰入金ですが、26年度以降の事業に充当するため、取り崩しをしないで30万円の減額でございます。町債につきましては、第2表で説明したとおりでございます。

12ページ、歳出でございますが、歳入歳出収支の増額分を財政調整基金に積み立てるもので、2億7,293万1,000円の増額でございます。交通対策費の交通安全施設整備工事費は、工事費確定によりまして171万5,000円の減額でございます。心身障害者福祉費につきましては、歳入で説明しましたとおり、国庫補助金がつきましたので、財源内訳の変更でございます。農地費の町単独土地改良事業補助金は、事業費確定によりまして503万円の減額でございます。道路新設改良費では、粟賀・柏尾・貝野線ほかの事業費確定によりますもので、委託料が730万円、工事請負費が1,135万円、用地購入費が145万円、補償、補填及び賠償金で54万4,000円、それぞれ減額でございます。河川費の工事請負費につきましても、事業費確定によりまして220万円の減額でございます。

13ページ、災害復旧費につきましても、事業費確定によりまして、農業用施設災害復旧費で委託料が122万円、工事請負費が356万1,000円、林業施設災害復旧費の委託料が105万5,000円、工事請負費が198万6,000円、負担金、補助及び交付金は205万円、公共土木施設災害復旧費の工事請負費で1,220万円、それぞれ減額でございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第42号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第42号議案は、承認することに決定しました。

日程第15 第43号議案

○議長（安部 重助君） 日程第15、第43号議案、平成26年度神河町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

第43号議案 平成26年度神河町一般会計補正予算（第1号）

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第43号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年度神河町一般会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因でございしますが、総務省は、国の平成25年度補正によりまして、過疎地域等自立活性化促進交付金として、住民団体等が主体的に行う過疎集落等の自立活性化に資する取り組みを支援するために、その事業の募集をしておりました。神河町と町内の住民団体で中村・栗賀町ふるさと自立計画を作成し、エントリーしておりましたところ、このたび採択されましたので、補正するものでございます。

歳入は、国庫補助金1,000万円で、歳出のかみかわ銀の馬車道協議会への補助金につきましても1,000万円でございます。これにより、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5,460万円とするものでございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（太田 俊幸君） 総務課、太田でございます。詳細説明をいたします。

中村区、粟賀町区は、平成26年4月1日付で兵庫県景観形成条例の歴史的景観形成地区の指定を受けました。また、地元では、地域活性化に向け、中村区、粟賀町区、銀の馬車道交流館運営協議会、かみかわ銀の馬車道商店会の4団体から選抜された委員によりワークショップで平成25年度にふるさと自立計画を策定されました。平成26年度からはこの4つの団体にかみかわ木造インターンシップ実行委員会を加えた5団体から構成されるかみかわ銀の馬車道まちづくり協議会が設立され、この計画推進に向けた取り組みが進められようとしています。

事業の概要でございますが、目的は、当地域の最大の地域資源とも言える町並みを生かしたにぎわいづくり、景観交流人口の増大を図ることで、具体的には、地域全体をステージとするイベントの開催、当地域の魅力情報の発信、活用可能な空き家、空き地、空きスペースなどの発掘、当地域への来訪者へのおもてなしを共有する意識向上、町並みの将来像の青写真作成などの事業を進めていき、歴史・文化の薫る地域づくりを目指します。事業費は、かみかわ銀の馬車道まちづくり協議会への補助金でございますが、会議やイベント費用のソフト事業のほか、ハード事業にも使われる予定でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。特にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第43号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第43号議案は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16 第44号議案

○議長（安部 重助君） 日程第16、第44号議案、神河町監査委員の選任の件を議題

といたします。

地方自治法第117条の規定により、山下皓司議員の退席を求めます。

〔3番 山下皓司君退場〕

○議長（安部 重助君） 事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

第44号議案 神河町監査委員の選任の件

○議長（安部 重助君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（山名 宗悟君） 第44号議案の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町監査委員の選任についてでございます。

議会議員選出の監査委員としてお世話になりました立石富章氏の任期満了に伴い、新たに議会議員選出の監査委員として山下皓司氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございます。討論を終結し、第44号議案を採決いたします。

本案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数、全員であります。よって、第44号議案は、同意することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後4時30分休憩

〔3番 山下皓司君着席〕

午後4時31分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

ただいま第44号議案において、山下皓司議員を議会選出監査委員に選任することに

全会一致で同意しましたので、お伝えいたします。

日程第17 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（安部 重助君） 日程第17、各常任委員会、議会運営委員会の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査について、それぞれより、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されておりますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨、申し出がございます。

各常任委員会、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。各常任委員会、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。今臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。これで閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものといたします。

これをもって第57回神河町議会臨時会を閉会いたします。

午後4時32分閉会

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会は、議会、また職員皆様方ともに初めての初議会ということで、非常に私自身も緊張したわけがございますけれども、皆様方の御協力によりまして、スムーズに事が進んだこと、改めてお礼申し上げます。今後とも議会活性化または町発展のために、双方が力を発揮して、今後とも協力しながら前に進んでいきたいというふうに思いますので、どなた様によらず、御協力のほどをお願いいたしますとともに、御健勝にて今後の御活躍をお祈りいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。どうもありがとうございました。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私のほうからも臨時会の閉会に当たりましてお礼を申し上げたいと思います。

本日は、議長からの御挨拶もあったところでございますが、初の、最初の臨時議会と

いうことでもございました。議会におかれましては、本日、安部議長、藤森副議長を初めとした各役員の選出、各委員会の構成など、今後の議会運営にかかわる重要な事柄を決定されたわけであります。このたび新たに就任されました正副議長を初め、各委員等に就任されました議員各位におかれましては、「ハートがふれあう住民自治のまち」神河町の町づくりをさらに推進していくために、格別の御理解と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、本日提案させていただきました案件全てにつきましても、真摯な論議の中で御承認、可決いただき、まことにありがとうございます。私どもといたしましても、今後の町政運営に当たりましては、新たな体制で臨まれます議会との連携を十分に保ちながら、組織のチームワークをしっかりと保っていきながら、町政発展に全力で取り組んでいきたいと思うわけであります。とりわけ神河町の最重要課題であります人口減少、少子高齢化対策を中心に、平成26年度予算の円滑な執行に全力で取り組んでまいりたいと思うわけであります。

終わりになりますが、吹き抜ける風が何とも気持ちいい季節になってきているところでもあります。議員各位におかれましては、今後とも健康には十分に御留意いただきまして、町政発展のため、引き続き御活躍いただきますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

午後4時35分
